

千葉県奨学資金貸付金返還金等の債権回収業務委託 仕様書

1 目的

本仕様書は、千葉県奨学資金貸付金返還金及び延滞利息（以下「返還金等」という。）に係る債権回収業務委託事業に関し、千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 委託業務

(1) 返還金等回収業務

ア 借受人、連帯保証人及び保証人（以下「債務者」という。）に対し、電話及び文書による催告

イ 必要に応じて債務者宅等を訪問

ウ 債務者から返還金等を回収

(2) 債務者に関する調査業務

ア 連絡先不明の債務者の住所等についての把握

イ 必要に応じて債務者宅等を訪問して債務者の状況を把握

ウ 債務者の死亡が判明した場合の相続人の把握

(3) 収納金の納付業務

ア 受託者は、債務者から返還金等を収納したときは、当該債務者に対し、領収書（別記第1号様式）を交付する。ただし、債務者がこの指定する銀行の口座に入金したとき又はコンビニエンスストアで納付したときは、当該債務者から請求があった場合を除き、この限りではない。

イ 受託者が返還金等の収納にあたって使用する領収印の寸法及び印影については、あらかじめ委託者に届け出なければならない。

ウ 受託者は、毎月の収納状況（債務者が直接委託者へ納入した返還金等を除く。）を翌月15日までに受託徴収（収納）金計算書（別記第2号様式）により委託者に提出しなければならない。

エ 受託者は、債務者が委託者の発行する納付書で納入した返還金等を除き、毎月収納した金額を翌月25日までに現金払込書兼領収書（別記第3号様式）により納付しなければならない。

オ 委託者が指定する日までに受託者が収納した現金を納入しないときは、受託者は、その延滞日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を、委託者が別に発行する納付書により支払わなければならない。

カ 債務者が委託者の発行する納付書により返還金等を納入した場合、委託者は受託者に電子データにて報告するものとする。

(4) 収納金の保管

ア 受託者は、本業務専用の決済用預金口座を金融機関で開設し、収納金を保管するものとする。なお、口座名義は、返還金等の収納口座であることが分かるように設定する。また、受託者が発行する納入用紙の受取用口座も当該口座とする。

イ 受託者は、収納した現金を委託者へ納付するまでの間、前記アの口座で保管しなければならない。

(5) 定期報告

受託者は、毎月の返還金等回収業務における定期報告として、次に掲げる事項について、翌月の15日までに委託者に委託者が定めた様式により電子データで報告する。

ア 返還金等の収納状況（貸付番号、氏名、返還期、返還額、返還日）

イ 債務者に対する督促等の状況（貸付番号、氏名、日時、折衝方法、内容）

ウ 新たに判明した債務者の連絡先（住所、電話番号）

3 対象債権情報の提供

(1) 委託者は、受託者が当該業務を遂行する際に必要となる債務者に関する情報として、債務者の氏名、住所、電話番号、貸付番号、滞納額等の個人情報を提供するものとする。

(2) 受託者は、調査等の結果、破産及び免責となった債務者や、疾病及び災害等により支払が困難である債務者等、委託者が自ら対応することが適当と思われる場合は、委託者に文書で報告するものとする。

(3) 委託者は、委託した債権のうち、委託者が自ら対応すべきものと判断したものについて、文書で受託者に通知するものとする。

4 処理費用負担の禁止

受託者は、理由のいかんを問わず、委託業務の処理に関し、その費用を債務者に負担させてはならない。ただし、口座振込手数料は、この限りでない。

5 成功報酬

(1) 成功報酬の対象となる収納金

受託者が対象債権に係る情報を受領した日以降、契約満了日までに収納された全ての収納金について、成功報酬の対象とする。

ただし、上記3（3）の通知により委託対象債権でなくなった場合については、通知文書に示す指定日までに収納された収納金とする。

(2) 成功報酬額

上記（1）の成功報酬の対象となる収納金の100分の〇〇。〇に相当する額とする（消費税及び地方消費税別途）。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、受託者からの請求書に基づき、4月を始期とする四半期ごとに行う。

(4) 委託期間満了後における収納金の取扱い等

委託期間満了後、受託者が返還金等を収納した場合は、当該金額を委託者へ引き渡すものとする。この場合、委託者は、受託者に対し委託手数料等一切の支払いを行わないものとする。

6 法令等の遵守

(1) 債権管理回収関係法令の遵守

受託者は、当該業務を遂行するにあたって「債権管理回収業に関する特別措置法」に定められた業務に関する規制及び「貸金業法」に定められた取立て行為の規制を遵守することとし、債務者を威圧し私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。ただし、電話による催告の実施にあたっては、貸金業法第2条第1項に基づき、その架電の回数を制限しない。

(2) 奨学金制度についての十分な理解

受託者は、千葉県奨学金制度について、十分に理解した上で業務を遂行しなければならない。

7 業務改善指示

委託者は、上記2（5）に定められた定期報告に基づいて、受託者から提出された報告内容を精査し、債権回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができるものとする。

8 身分証票の交付等

(1) 身分証票の交付

委託者は、受託者の申請により身分を証する証票として身分証票（別記第4号様式）を交付する。

(2) 身分証票の呈示

受託者は、債務者宅等を訪問しようとするときは、常に身分証票を携帯し、債務者と面接するときは、身分証票を呈示しなければならない。

(3) 身分証票の返還

受託者は、委託契約の解除及び満了となった場合は、速やかに身分証票を委託者に返還しなければならない。

(4) 身分証票の亡失

受託者は、身分証票を亡失したときは、速やかに委託者に届け出なければならない。